様式第1号(第5条、第5条の2関係)

消 防 協 力 事 業 所 ^登 録 申 請 書

年 月 日

堺市 殿

 申請者
 所
 在
 地

 事業所名
 代表者役職

 氏
 名

 (業種
)

堺市消防協力事業所登録制度要綱第5条又は第5条の2の規定及び裏面 の登録条項の内容に同意し、次のとおり申請します。

	電話番号						ファ	ックス番号	
連絡先等	E Z	緊急時連絡先							
	7	リールアドレス							
	(就業時間 協力可能な時間)							
		休業日	従業					業員数	C
	事	事務連絡担当者 1							
	所有資器材 ※1								
消防局ホームページ等への掲載希望			希望する						希望しない
変更内容	容	変更前							
※ 2		変更後							
受付欄		申込受付年月日		年	•	月	日	備考	
※ 3		登録台帳番号		第		号			

備考

- ※1 重機、可搬式動力ポンプ等を所有されている場合は、種別及び数量を記載してください
- ※2 登録済の事業所で登録内容の変更がある場合に記載してください。
- ※3 受付欄は記入しないでください。

(裏面) 登録条項

以下の登録条項に同意し、消防協力事業所制度への登録を申請します。

(目的)

第1条 この登録条項は、堺市、高石市及び大阪狭山市域において大規模(特殊)災害が発生した場合に、堺市消防局(以下「甲」という。)が実施する消防活動に、管内の事業所(以下「乙」という。)がボランティア協力(以下「消防活動協力」という。)を実施するときの手続き、範囲、その他必要な事項を定めるものである。

(消防活動協力等)

- 第2条 消防活動協力を行う事業所を「消防協力事業所」と称する。
- 2 消防活動協力は、乙の判断で自主的に、甲が到着するまで実施するものとする。ただし、甲が到着し甲の指示により継続して活動を依頼された時はこの限りではない。
- 3 消防活動協力の内容については、次のとおりとする。 (協力可能な項目に○)

ŶĬ	肖防活動協力項目	協力の可否
(1)	消火活動協力	
(2)	救出活動協力	
(3)	救護活動協力	
(4)	広報活動協力	
(5)	情報収集活動協力	
(6)	人員の派遣協力	
(7)	施設開放協力	

(情報の伝達)

第3条 甲から乙に対する消防活動協力の情報伝達手段は、防災行政無線、有線電話等 を活用するものとする。

(消防活動協力の指揮)

- **第4条** 甲が到着するまでに乙が消防活動協力を実施するときは、乙の自衛消防隊長等 の指揮により行うこととする。
- 2 甲の到着後、地震災害時等で引き続き消防活動協力を実施する場合は、甲の指揮により活動することを原則とする。
- 3 地震災害時等で、甲が現場に到着しない場合は、乙の自衛消防隊隊長等の指揮により活動を継続するものとする。

(費用負担及び補償)

- 第5条 ボランティア精神に基づいた活動という趣旨から、災害時の活動、訓練等に係る費用については、乙の負担とするものとする。
- 2 災害時の活動において、死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり又は障害の状態になった場合については、本市が加入する消防団員等公務災害補償責任共済が補償するところによるものとする。
- 3 訓練に起因する事故により障害を受けた場合(障害に起因する死亡を含み、疾病を含まない。)における損害賠償及び災害補償については、本市が加入する防火防災訓練災害補償等共済が補償するところによるものとする。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲 乙が協議の上定めるものとする。